



5近生 第 877 号  
令和5年10月 4日

奈良県食と農の振興部長 殿

近畿農政局生産部長

豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための家畜人工授精所等に対する指導  
について（周知依頼）

令和5年9月29日付け5畜産第1494号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別添のと  
おり依頼の通知があったので、御了知の上、貴県内の家畜人工授精所等に周知徹底されるようお  
願います。

近畿農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための家畜人工授精所等に  
対する指導について（周知依頼）

家畜人工授精は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）の採取・処理・注入の行為については、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）に基づき、

- （１）種畜の飼養者、獣医師又は家畜人工授精師は、種付台帳等を備え、必要事項を記載し、それを保存しなければならない。（法第 9 条第 2 項、第 15 条）
- （２）獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。（法第 11 条）
- （３）獣医師又は家畜人工授精師は、採取した精液等の検査後、速やかに家畜人工授精用精液証明書等を添付しなければならない。（法第 13 条第 4 項）
- （４）家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液は譲渡等をしてはならない。（法第 14 条第 1 項）

とされているところである。

しかしながら、今般、豚の精液の生産及び譲渡において、種付台帳等における必要項目の記載不備、獣医師又は家畜人工授精師の資格を有さない者による精液の採取・処理、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液の譲渡といった不適切な事案が、複数判明したところである。

については、豚の精液の生産及び譲渡において、特に留意すべき点を、別添のとおり整理したので、貴農政局管内の都道府県に対し、豚の精液の生産及び譲渡を行っている家畜人工授精所等に、周知徹底されるよう依頼願いたい。

なお、別添のとおり、関係団体に対しても通知しているのでご承知おき願いたい。

## 豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための留意事項

### 1 種付台帳又は家畜人工授精簿の適正な管理(家畜改良増殖法第9条第2項、第15条)

家畜改良増殖にあたっては、血統の正確な記録は、欠くことができない要素であることから、種畜の飼養にあたっては、家畜人工授精用精液(以下、「精液」という。)の採取及び種付けに関する事項は、種付台帳に適正に記載するとともに、当該種付台帳は5年間保存すること。

また、精液を採取、処理した獣医師又は家畜人工授精師は、遅滞なく家畜人工授精簿に適正に記載するとともに、当該家畜人工授精簿は5年間保存すること。

### 2 精液の適正な採取、処理(家畜改良増殖法第11条)

精液の採取、処理にあたっては、精液の品質の保全や衛生の保持は、欠くことができない要素であることから、専門的知識と技術を要する獣医師又は家畜人工授精師以外の者は、精液を採取し、処理してはならないとされている。

このため、家畜人工授精所における精液の採取、処理は、獣医師又は家畜人工授精師が、適正に実施すること。

### 3 適正な家畜人工授精用精液証明書の添付(家畜改良増殖法第13条第4項)

精液は、種畜の個体ごとに価値が異なるものであるが、外観からこれを識別することは困難であることから、個体を明確に識別し、血統の混乱を招かないよう配慮しなければならない。このため、獣医師又は家畜人工授精師は、精液を容器に収めて封を施した際に、容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付すること。

### 4 精液の適正な譲渡(家畜改良増殖法第14条第1項)

精液を譲渡する際は、その品質の保全、血統の混乱の防止について配慮しなければならないことから、その使用目的の如何に関わらず、精液の容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付すること。

また、故意又は過失にかかわらず、誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落がある家畜人工授精用精液証明書は効力を有しないため、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液証明書には適正な内容を記載すること。

5 畜産第 1494 号

令和 5 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための家畜人工授精所等における留意事項について（周知依頼）

家畜人工授精は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）の採取・処理・注入の行為については、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）に基づき、

- （１）種畜の飼養者、獣医師又は家畜人工授精師は、種付台帳等を備え、必要事項を記載し、それを保存しなければならない。（法第 9 条第 2 項、第 15 条）
- （２）獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。（法第 11 条）
- （３）獣医師又は家畜人工授精師は、採取した精液等の検査後、速やかに家畜人工授精用精液証明書等を添付しなければならない。（法第 13 条第 4 項）
- （４）家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液は譲渡等をしてはならない。

（法第 14 条第 1 項）

とされているところです。

しかしながら、今般、豚の精液の生産及び譲渡において、種付台帳等における必要項目の記載不備、獣医師又は家畜人工授精師の資格を有さない者による精液の採取・処理、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液の譲渡といった不適切な事案が、複数判明したところです。

つきましては、豚の精液の生産及び譲渡において、特に留意すべき点を、別添のとおり整理しましたので、貴会会員の家畜人工授精所の開設者並びに獣医師又は家畜人工授精師に、周知徹底をお願いいたします。

令和 5 年 9 月 29 日

一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための家畜人工授精所等における留意事項について（周知依頼）

家畜人工授精は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）の採取・処理・注入の行為については、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）に基づき、

- （1）種畜の飼養者、獣医師又は家畜人工授精師は、種付台帳等を備え、必要事項を記載し、それを保存しなければならない。（法第 9 条第 2 項、第 15 条）
- （2）獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。（法第 11 条）
- （3）獣医師又は家畜人工授精師は、採取した精液等の検査後、速やかに家畜人工授精用精液証明書等を添付しなければならない。（法第 13 条第 4 項）
- （4）家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液は譲渡等をしてはならない。（法第 14 条第 1 項）

とされているところです。

しかしながら、今般、豚の精液の生産及び譲渡において、種付台帳等における必要項目の記載不備、獣医師又は家畜人工授精師の資格を有さない者による精液の採取・処理、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液の譲渡といった不適切な事案が、複数判明したところです。

つきましては、豚の精液の生産及び譲渡において、特に留意すべき点を、別添のとおり整理しましたので、貴会会員の家畜人工授精所の開設者並びに獣医師又は家畜人工授精師に、周知徹底をお願いいたします。

一般社団法人 日本養豚協会 会長 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための家畜人工授精所等における留意事項について（周知依頼）

家畜人工授精は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）の採取・処理・注入の行為については、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）に基づき、

- （１）種畜の飼養者、獣医師又は家畜人工授精師は、種付台帳等を備え、必要事項を記載し、それを保存しなければならない。（法第 9 条第 2 項、第 15 条）
- （２）獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。（法第 11 条）
- （３）獣医師又は家畜人工授精師は、採取した精液等の検査後、速やかに家畜人工授精用精液証明書等を添付しなければならない。（法第 13 条第 4 項）
- （４）家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液は譲渡等をしてはならない。（法第 14 条第 1 項）

とされているところです。

しかしながら、今般、豚の精液の生産及び譲渡において、種付台帳等における必要項目の記載不備、獣医師又は家畜人工授精師の資格を有さない者による精液の採取・処理、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液の譲渡といった不適切な事案が、複数判明したところです。

つきましては、豚の精液の生産及び譲渡において、特に留意すべき点を、別添のとおり整理しましたので、貴会会員の家畜人工授精所の開設者並びに獣医師又は家畜人工授精師に、周知徹底をお願いいたします。

## 豚の家畜人工授精用精液の適正な生産及び譲渡のための留意事項

### 1 種付台帳又は家畜人工授精簿の適正な管理(家畜改良増殖法第9条第2項、第15条)

家畜改良増殖にあたっては、血統の正確な記録は、欠くことができない要素であることから、種畜の飼養にあたっては、家畜人工授精用精液(以下、「精液」という。)の採取及び種付けに関する事項は、種付台帳に適正に記載するとともに、当該種付台帳は5年間保存すること。

また、精液を採取、処理した獣医師又は家畜人工授精師は、遅滞なく家畜人工授精簿に適正に記載するとともに、当該家畜人工授精簿は5年間保存すること。

### 2 精液の適正な採取、処理(家畜改良増殖法第11条)

精液の採取、処理にあたっては、精液の品質の保全や衛生の保持は、欠くことができない要素であることから、専門的知識と技術を要する獣医師又は家畜人工授精師以外の者は、精液を採取し、処理してはならないとされている。

このため、家畜人工授精所における精液の採取、処理は、獣医師又は家畜人工授精師が、適正に実施すること。

### 3 適正な家畜人工授精用精液証明書の添付(家畜改良増殖法第13条第4項)

精液は、種畜の個体ごとに価値が異なるものであるが、外観からこれを識別することは困難であることから、個体を明確に識別し、血統の混乱を招かないよう配慮しなければならない。このため、獣医師又は家畜人工授精師は、精液を容器に収めて封を施した際に、容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付すること。

### 4 精液の適正な譲渡(家畜改良増殖法第14条第1項)

精液を譲渡する際は、その品質の保全、血統の混乱の防止について配慮しなければならないことから、その使用目的の如何に関わらず、精液の容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付すること。

また、故意又は過失にかかわらず、誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落がある家畜人工授精用精液証明書は効力を有しないため、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液証明書には適正な内容を記載すること。